

## **＊＊感染症の対応について＊＊**

学校は集団生活を行う場であるため、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症、麻疹、流行性耳下腺炎、水痘などを「学校感染症」に指定し、発症した児童を出席停止にするなど、感染拡大防止の策をしています。（学校保健安全法施行規則）

### **○基本的な感染症防止対策について**

- ・手洗いは衛生上大切なことであり、推奨します。
- ・換気に留意し、マスク等の感染症対策は状況に応じて推奨・実施します。
- ・屋内での合唱やグループ活動は、状況に応じて、不安を招かないよう身体的距離に配慮しながら行います。
- ・咳やくしゃみのエチケットについては社会のマナーとして指導します。
- ・給食場面での大声の会話などは、基本的な食事のマナーとして指導します。

### **○感染による出席停止について**

#### **【新型コロナウイルス感染症】**

- ・発症日を0日目として5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日間の出席停止となります。（欠席にはなりません）
- ・感染防止のため発症から10日間はマスク着用が推奨されています。

#### **【インフルエンザ】**

- ・発症日を0日目として5日間を経過し、かつ、症状が軽快してから2日間の出席停止となります。

※出席停止は欠席にはなりません。

※同居家族等の身近に感染者がいる場合、接触をできるだけ避け、健康観察を徹底し、体調に異変がみられる場合は早めに医療機関に受診してください。

### **○学級・学年・学校単位の臨時休業について**

- ・同一の学級において複数の児童等の感染が判明し、感染拡大の可能性が高い場合は、学校医、市教育委員会と協議し、学級の臨時休業の措置をとります。

※同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合や学級内の他の児童生徒に感染が広がっているおそれがない場合については行いません。

- ・複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染拡大の可能性が高い場合は、学校医、市教育委員会と協議し、学年の臨時休業の措置をとります。
- ・複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染拡大の可能性が高い場合は、学校医、市教育委員会と協議し、学校全体の臨時休業の措置をとります。